

ぐんま認定介護福祉士養成事業実施要綱

1 目的

県内の介護保険施設・事業所等において、その介護従事者の評価・処遇に当たっての指標となる県独自の認定制度を構築し、介護従事者の意欲向上と職場定着を図り、もって職場環境の改善と県全体の介護の質を向上させることを目的とする。

2 実施主体

群馬県。ただし、この事業を適切に実施することができると認められる法人（以下「受託事業者」という。）に委託するものとする。

群馬県は受託事業者に対し、本事業が適正かつ効果的に行われるよう指導監督するものとする。

3 事業内容

(1) ぐんま認定介護福祉士の養成

キャリアアップを目指す現任の介護職員に対し、介護保険施設・事業所等の中堅職員として必要とされる組織運営能力の修得及び介護の知識・技術のレベルアップを図るため、研修及び試験を実施し、ぐんま認定介護福祉士として認定する。

ア ぐんま認定介護福祉士養成研修

(ア) 研修対象者

以下の全ての要件を満たす現任の介護職員

a 介護福祉士資格取得後実務経験が5年以上の者

ただし、3年以上の実務経験後、介護福祉士国家試験に合格し介護福祉士資格を取得した場合については、介護福祉士資格取得後の実務経験が3年以上ある者

b 現在の勤務先（法人）に、継続して3年以上勤務している者

c 所属する介護保険施設・事業所等の代表者から推薦のあった者

(イ) 研修定員・回数

研修の定員は50名とし、年1回の開催とする。

(ロ) 研修カリキュラム

別紙1「ぐんま認定介護福祉士養成研修カリキュラム及び受講免除科目一覧」のとおりとする。

(ハ) 研修講師・実習施設

受託事業者は、関係機関と連携の上、研修に必要な講師及び実習施設を確保することとする。

(ニ) 受講手続き等

a 受講を希望する者は、所属する介護保険施設・事業所等の代表者を通じて、別に定めるところにより受託事業者に申し込むものとする。

b 受託事業者は、受講申請受理後、所定の要件を審査の上、受講者を決定する。

(カ) 受講科目の免除

- a 他団体等の開催する研修（以下、「既存研修」という。）の受講者について、既存研修において学んだ内容との重複を避けるため受講免除制度を設ける。
- b 受講免除の対象となる研修は、「認知症介護実践者研修（平成 18 年度以降に実施された研修に限る）」、「介護福祉士実習指導者講習会」、「ファーストステップ研修（社会福祉法人全国社会福祉協議会認定研修）」とする。
- c 受講免除の科目は、別紙 1「ぐんま認定介護福祉士養成研修カリキュラム及び受講免除科目一覧」の免除科目欄に示すとおりとする。
ただし、免除することができる科目数は、6 科目を限度とする。
- d 受講者が、受講科目の免除を希望する場合、受講申込み時に申し出るものとする。

(キ) 費用

研修受講者は、研修受講料（認定試験料を含む。）として 12,000 円を負担するものとする。なお、免除制度の適用を受けた場合も同額とする。

(ク) その他

研修科目のうち、当該年度に受講することができなかった科目（免除制度の適用を受けている場合は、受講免除の科目を除く。）があった場合は、次年度に限り未受講科目を受講できるものとする。（（1）ア(ア)の要件に該当している場合に限る。）

イ ぐんま認定介護福祉士認定試験

(ア) 試験対象者

- a 当該年度にぐんま認定介護福祉士養成研修の全科目（免除制度の適用を受けている場合は、受講免除の科目を除く。）を受講した者
- b 前年度に、受講することができなかった科目（免除制度の適用を受けている場合は、受講免除の科目を除く。）があった場合であって、当該年度に未受講科目全てを受講した者
- c 前年度以前に、ぐんま認定介護福祉士養成研修の全科目（免除制度の適用を受けていた場合は、受講免除の科目を除く。）を受講した者であって、前年度以前に認定試験を受験していない者、又は認定試験に合格していない者（いずれも（1）ア(ア)の要件に該当している場合に限る。）

(イ) 試験方法

- a 問題は、選択式と記述式を併用する。
- b 試験時間は、100分とする。

(ウ) 試験結果の発表

試験実施後 1 か月以内に、受験者全員に通知する。

ウ ぐんま認定介護福祉士の認定

(ア) 認定証の交付

知事は、認定試験合格者に対し、参考様式 1 のとおり認定証を交付するものとする。

(イ) 認定証交付者名簿の作成

知事は、認定証交付者について、認定証番号、交付年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

(ウ) 認定者情報の変更

認定者は、認定時の情報に変更が生じた場合は、参考様式2により知事に報告するものとする。

エ 聴講制度

ぐんま認定介護福祉士養成研修の受講促進を図り、また、ぐんま認定介護福祉士に対し、介護保険制度等の最新情報の提供を行うことを目的として、研修科目の一部を受講できるものとする。

(ア) 聴講対象者

- a 介護保険施設・事業所等において介護業務に従事する者で、介護福祉士の資格を有し、かつ、実務経験2年以上の者
- b ぐんま認定介護福祉士

(イ) 聴講対象科目

別紙1「ぐんま認定介護福祉士養成研修カリキュラム及び受講免除科目一覧」に示すとおりとする。

(ウ) 定員

1科目につき20名とする。

(エ) 受講手続き等

- a 受講を希望する者は、別に定めるところにより受託事業者に申し込むものとする。
- b 受託事業者は、受講申請受理後、所定の要件を審査の上、受講者を決定する。

(オ) 費用

研修受講者は、研修受講料として1科目につき500円を負担するものとする。

(2) ぐんま認定介護福祉士認定者のフォローアップ

ぐんま認定介護福祉士が、ぐんま認定介護福祉士養成研修で学んだ知識を深め、認定者としての更なるスキルアップを図るための研修を実施する。

ア ぐんま認定介護福祉士認定者フォローアップ研修

(ア) 研修対象者

ぐんま認定介護福祉士

(イ) 研修定員・回数

研修の定員は60名とし、年1回の開催とする。

(ウ) 研修カリキュラム

講演会と分科会の2部構成とする。詳細については、介護現場の実情に応じて知事と受託事業者が協議の上決めるものとする。

(エ) 研修講師

受託事業者は、関係機関と連携の上、研修に必要な講師を確保することとする。

(オ) 受講手続き等

a 受講を希望する者は、別に定めるところにより受託事業者に申し込むものとする。

b 受託事業者は、受講申請受理後、所定の要件を審査の上、受講者を決定する。

(カ) 費用

研修受講者は、研修受講料として500円を負担するものとする。

イ ぐんま認定介護福祉士認定者フォローアップ研修の修了

(ア) 修了証書の交付

知事は、研修修了者に対し、参考様式3のとおり修了証書を交付するものとする。

(イ) 修了者名簿の作成

知事は、研修修了者について、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

4 関係機関との連携

知事は、本事業の実施にあたっては、群馬県社会福祉協議会、群馬県介護福祉士養成校協議会、群馬県介護福祉士会、福祉施設・事業者団体等関係機関と十分連携を保ち、円滑な事業運営が図られるよう努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月 5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月 4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月 7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 元年8月 6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年4月 1日から施行する。